

総

務



新居浜市史（史料編）古代・中世

総務

1 市 庁 舎

(1) 本庁舎及び消防防災合同庁舎

所在地 一宮町一丁目5番1号
 ☎ 65-1234

沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用）
 昭和19年5月庁舎開庁
 昭和25年11月火災により焼失
 昭和27年4月庁舎開庁
 昭和27年10月議事堂開設
 昭和41年度から庁舎建設基金設置
 具体的検討に着手
 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置
 昭和53年7月庁舎建設着工
 昭和55年1月31日庁舎完成
 昭和55年3月3日開庁
 令和2年3月26日消防防災合同庁舎完成

敷地面積 2万137.86㎡
 駐車場 収容台数約212台（来客用及び大型バス2台分含む）

（本庁舎）

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 3,889.30㎡
 延床面積 1万5,515.94㎡
 （受変電設備管理棟含む）

建物の高さ 36.4m
 建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）

（消防防災合同庁舎）

構造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上6階建

建築面積 2,265.87㎡
 延床面積 8,085.00㎡
 （訓練棟・土のう置場含む）

建物の高さ 27.2m
 建設事業費 56億3,289万円

(2) 支所庁舎

区 分	別 子 山 支 所
所在地	別子山甲347番地の1 ☎ 64-2011
敷地面積	821.54㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(827.23㎡の内) 196.23㎡使用
建築年月日	昭和59年度（新築） 令和2年11月30日（増築）
建設事業費	建設費 6,426万円 —

6 (議事堂)階

5
階

4
階

3
階

2
階

1
階

地階

70

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(R8.3.31 現在・単位：㎡)

区 分			土地（地積）	建 物 延 床 面 積		
				木 造	非 木 造	計
行政財産	本 庁 舎		24,731	185	22,594	22,779
	その他の 行政機関	（ 消 防 ） 施 設	22,472	36	10,016	10,052
		そ の 他 の 施 設	450,700	19	35,869	35,888
	公 共 用 財 産	学 校	475,169	1,410	163,699	165,109
		公 営 住 宅	209,422	5,415	126,049	131,464
		公 園	1,123,152	2,638	5,778	8,416
		そ の 他 の 施 設	1,142,840	5,699	102,692	108,391
	小 計		3,448,486	15,402	466,697	482,099
普通財産	山 林		48,463,918	188	30	218
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般		312,868	5,461	26,033	31,494
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地		29,047	0	0	0
	小 計		48,805,833	5,649	26,063	31,712
合 計			52,254,319	21,051	492,760	513,811

(2) 物 権

(R8.3.31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,043
借 地 権	198,524
無 償 借 地 権	85,621
合 計	353,188

(3) 有価証券

(R8.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	131,800

(4) 出資による権利

(R8.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
全 国 漁 業 信 用 基 金 協 会	2,100
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	2,512
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
(一財) 日 本 立 地 セ ン タ ー テ ク ノ ポ リ ス 債 務 保 証 基 金	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	593,113

(5) 基金 (R8.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	30,912
奨 学 資 金 貸 付 基 金	100,207
青 野 記 念 奨 学 基 金	70,655
し ら う め 入 学 準 備 金 貸 付 基 金	52,510
財 政 調 整 基 金	2,474,465
体 育 施 設 建 設 基 金	670,558
平 尾 墓 園 管 理 基 金	57,604
文 化 振 興 基 金	782,979
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	8,774
減 債 基 金	1,266,484
図 書 館 図 書 整 備 基 金	36,245
地 域 福 祉 基 金	237,792
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	2,638
国 際 交 流 基 金	11,504
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,299
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,066
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	359,006
介 護 給 付 費 準 備 基 金	1,024,186
浮 川 健 康 づ くり 基 金	51,333
公 共 施 設 整 備 基 金	1,157,476
別 子 山 振 興 基 金	200,575
災 害 対 策 基 金	177,952
こ ど も 夢 未 来 基 金	37,723
合 併 振 興 基 金	1,096,149
あ か が ね 基 金	19,882
環 境 保 全 基 金	174,477
も の づ くり 産 業 振 興 基 金	196,622
美 術 品 購 入 基 金	112,845
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	34,372
合 計	10,466,290

(債権額等含む)

財政調整基金	令和8年5月29日	150,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	令和8年5月29日	800千円	取崩し
寺尾音楽教育振興基金	令和8年5月29日	200千円	取崩し
地域福祉基金	令和8年5月29日	35,869千円	取崩し
国際交流基金	令和8年5月29日	3,335千円	取崩し
介護給付費準備基金	令和8年5月29日	74,399千円	取崩し
公共施設整備基金	令和8年5月29日	443,622千円	取崩し
別子山振興基金	令和8年5月29日	38,221千円	取崩し
災害対策基金	令和8年5月29日	19,141千円	取崩し
こども夢未来基金	令和8年5月29日	8,862千円	取崩し
合併振興基金	令和8年5月29日	107,395千円	取崩し
環境保全基金	令和8年5月29日	7,732千円	取崩し
ものづくり産業振興基金	令和8年5月29日	16,006千円	取崩し
森林環境譲与税基金	令和8年5月29日	324千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方公共団体が主体的に特色あるまちづくりを推進するためには、相応の財源が必要であり、少子・超高齢化が進展している現在、これまで以上に経費の節減と市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理と未収債権の効果・効率的な回収の取組を検討し実施する。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守にあり、地方自治法その他関係法令や平成27年9月に「市民負担の公平性及び財政の健全性」の確保を目的に制定した「新居浜市債権管理条例」の規定に基づき、市の債権管理の一層の適正化を図る。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正かつ計画的な管理と効果・効率的な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収を推進し、市財政の健全化及び市民負担の公平性を確保することにより公平・公正な市政運営を図る。

(3) 強制徴収公債権の滞納整理

税外債権で、法令の定めにより地方税法の滞納処分例により強制徴収できる債権(自力執行権のある公債権)は、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう債権管理担当課が支援・助言を行っている。

(4) 非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理

本市自ら強制徴収ができない公債権(自力執行権のない公債権)及び私債権のうち、滞納額及び件数の多い債権を重点滞納債権に指定し、法的措置も視野に入れ、債権管理担当課が支援・援助を行い、未収債権の回収を進める。

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	令和 5	6	7
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	258 (2)	227	192
		金 額	4,888,733 (494,560)	5,021,224	3,444,496
	市 外 業 者	件 数	29	22	16
		金 額	1,475,717	2,640,354	1,198,380
	小 計	件 数	287 (2)	249	208
		金 額	6,364,450 (494,560)	7,661,578	4,642,876
物 品 購 入 契 約		件 数	2,682	2,504	2,516
		金 額	355,443	483,125	316,869

注 1：()内件数は共同企業体

注 2：()内金額は出資比率による。

注 3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注 4：工事請負契約は、上下水道局及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(R 8. 4. 1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者
個 人 市 民 税	均等割	定額 3,500円		58,585 人
	所得割	6.0%		
法 人 市 民 税	均 等	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	20 社
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	14 社
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	193 社
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	22 社
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	151 社
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	44 社
	割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	512 社
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	26 社
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,849 社
		合 計		3,831 社
	法人 税割	$\frac{8.4}{100}$		

軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)	
	ア	第1種一般原付(総排気量0.05L以下又は総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下)	年額 2,000円	7,165台	
	イ	第1種特定原付	年額 2,000円	40台	
	ウ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 2,000円	803台	
	エ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 2,400円	2,554台	
	オ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25kW超0.6kW以下)	年額 3,700円	94台	
	軽自動車及び小型特殊自動車				
	ア	2輪のもの	年額 3,600円	1,377台	
	イ	3輪のもの	{ (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) 営業用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) 乗用のもの 自家用 営業用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) 貨物用のもの 自家用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 3,100円	0台
				年額 3,900円	0台
				年額 4,600円	4台
				年額 1,000円	0台
				年額 5,500円	0台
				年額 6,900円	10台
				年額 8,200円	11台
				年額 1,800円	0台
				年額 3,500円	0台
				年額 5,200円	0台
	ウ	4輪以上のもの	{ (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 7,200円	4,445台
				年額 10,800円	19,388台
				年額 12,900円	9,118台
				年額 2,700円	15台
				年額 3,000円	29台
				年額 3,800円	130台
				年額 4,500円	55台
年額 1,000円				1台	
年額 4,000円				820台	
年額 5,000円				5,360台	
エ	農耕作業用自動車	{ (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 6,000円	4,124台	
			年額 1,300円	12台	
			年額 2,400円	126台	
			年額 3,600円	41台	
			年額 5,900円	120台	
オ	ボートトレーラー	年額 6,000円	2,150台		
カ	その他のもの				
キ	2輪の小型自動車				
計 57,992台					

税 目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市 た ば こ 税	1,000 本につき 6,552 円	7 社
入 湯 税	1 人 1 日について150円	1 社
固 定 資 産 税 (償却資産含む)	$\frac{1.4}{100}$	48,569 人
都 市 計 画 税	$\frac{0.28}{100}$	36,705 人
特 別 土 地 保 有 税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数

市 民 税

ア 個 人

(R 7. 7. 1 現在・単位：人)

区分 \ 年	令和 3	4	5	6	7
普 通 徴 収	6,296	6,197	6,327	5,907	6,275
特 別 徴 収 (給 与)	42,463	42,442	42,344	42,643	42,831
特 別 徴 収 (年 金)	9,419	9,256	9,153	9,704	9,528
計	58,178	57,895	57,824	58,254	58,634

イ 法 人

(R 7. 7. 1 現在・単位：社)

区分 \ 年	令和 3	4	5	6	7
法人均等割納税義務者数	3,679	3,744	3,783	3,840	3,831

(3) 固定資産概要調書

ア 土 地

(R 8. 4. 1 現在)

区分 \ 地目		田	畑	宅 地	池沼	山 林	原野	雑種地	計
地積	評 価 総 地 積 (㎡)	7,020,863	5,542,515	25,744,304	28,212	62,328,527	97,594	4,814,596	105,576,611
	法定免税点以上(㎡)	6,252,610	4,306,055	25,522,995	23,361	59,807,840	84,096	4,690,117	100,687,074
決定 価格	総 額 (千円)	1,194,248	1,092,501	454,635,376	53,432	908,656	2,722	28,569,667	486,456,602
	法定免税点以上(千円)	1,125,446	1,046,300	452,763,872	53,240	872,353	2,120	28,379,802	484,243,133
課 税 標 準 額 (千円)		1,023,666	827,754	187,524,202	37,548	908,656	2,554	19,641,584	209,965,964
筆数	評 価 総 筆 数	11,639	11,864	118,210	33	8,848	199	10,929	161,722
	法 定 免 税 点 以 上	10,192	8,665	115,373	26	6,871	156	9,110	150,393
単位 当り 価格	平均価格 (円/㎡)	170	197	17,660	1,894	15	28	5,934	
	最高価格 (円/㎡)	36,315	56,800	68,923	12,819	22	7,223	69,134	

イ 家 屋

(R 8. 4. 1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 (B/A)
納 税 義 務 者 (人)		43,340	3,575	39,765	91.75
棟 数	木 造	54,457	4,078	50,379	92.51
	木 造 以 外	19,401	242	19,159	98.75
	計	73,858	4,320	69,538	94.15
床 面 積 (㎡)	木 造	4,845,668	227,455	4,618,213	95.31
	木 造 以 外	4,710,591	5,353	4,705,238	99.89
	計	9,556,259	232,808	9,323,451	97.56
決 定 価 格 (千円)	木 造	113,103,849	309,073	112,794,776	99.73
	木 造 以 外	166,555,090	19,135	166,535,955	99.99
	計	279,658,939	328,208	279,330,731	99.88
単位当価格 (円/㎡)	木 造	23,341	1,359	24,424	—
	木 造 以 外	35,358	3,575	35,394	—

ウ 償却資産

(R 8. 4. 1 現在)

区 分		決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳 (千円)	
				課税標準の特 例措置の適用 を受けるもの	左記以外のもの
市決 長定 がし 価た 格も をの	構 築 物	50,310,836	50,100,082	106,423	49,993,659
	機 械 及 び 装 置	157,758,057	156,848,722	447,323	156,401,399
	船 舶	2,923,528	1,556,344	1,367,184	189,160
	車 両 及 び 運 搬 具	793,025	793,025	0	793,025
	工 具 器 具 備 品	16,893,677	16,887,290	614	16,886,676
	小 計 (イ)	228,679,123	226,185,463	1,921,544	224,263,919
法条 第三 八係	総 務 大 臣	41,162,938	38,999,342		
	県 知 事	47,075	45,625		
	小 計 (ロ)	41,210,013	39,044,967		
合 計 (イ) + (ロ)		269,889,136	265,230,430		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況(滞納繰越分含む。)

(単位:千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
令和 3	19,746,410	19,503,776	98.77 %
4	19,919,182	19,711,989	98.96
5	20,775,731	20,582,488	99.07
6	20,125,462	19,932,939	99.04
7	21,024,535	20,825,742	99.05

イ 令和7年度税目別収納状況 (単位:千円)

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	6,273,996	6,221,488	99.16 %
	法 人	2,012,571	2,010,252	99.88
	小 計	8,286,567	8,231,740	99.34
固 定	固定資産税	10,130,867	10,016,304	98.87
	交 付 金	10,766	10,766	100.00
	小 計	10,141,633	10,027,070	98.87
特別土地保有税		0	0	—
軽自動車税	種 別 割	460,309	445,150	96.71
	環境性能割	32,533	32,533	100.00
	小 計	492,842	477,683	96.92
市 た ば こ 税		828,467	828,467	100.00
入 湯 税		496	496	100.00
都 市 計 画 税		1,274,530	1,260,286	98.88
総 計		21,024,535	20,825,742	99.05

6 職 員

(1) 職員数

(R8.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市 長 事 務 部 局	651	389	214	6		609
上 下 水 道 局	68	20	37			57
消 防 長 の 事 務 部 局	164	156				156
議 会 の 事 務 部 局	10	8				8
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局	73	38	11		10	59
選 挙 管 理 委 員 会 の 事 務 部 局	4	3				3
監 査 委 員 の 事 務 部 局	3	3				3
農 業 委 員 会 の 事 務 部 局	7	5				5
派 遣 職 員	6	2				2
合 計	986	624	262	6	10	902

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(R8.4.1 現在)

区分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	部 長	次 長	課 長 主幹、技幹	副課長	係 長 主 査	主 任	上級主事	主 事	
職 員 数	8 人	21 人	63 人	84 人	98 人	92 人	72 人	51 人	489 人
構 成 比	1.6 %	4.3 %	12.9 %	17.2 %	20.0 %	18.8 %	14.7 %	10.5 %	100.0 %

注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2：暫定再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷

(1) 行政機関と職員数

(R8.4.1 現在)

議会 8	事務局長 1	次 長 1	議 事 課 6	庶務係、議事係、調査係	
市長 609	副市長	企 画 部 62	総 合 政 策 課 8	政策企画係、SDGs 推進係	
			秘 書 課 5	秘書係、広聴係	
			シティプロモーション推進課 8	広報係、シティブランド推進係	
			財 政 課 8	財政係	
		政策推進監・ 総括次長 1	次 長 1	デジタル戦略課 5	デジタル推進係、ICT管理係
				別子銅山文化遺産課 3	保存活用係
				広瀬歴史記念館 3	(管理係)
		技術監 1 (港湾担当)	次 長 1	港 湾 管 理 課 6	管理係、建設係
		文化スポーツ局長 1	文 化 振 興 課 4	文化まちづくり係、文化財係	
				美術館 2	(学芸係)
			ス ポー ツ 振 興 課 4	スポーツまちづくり係	
	総 務 部 93	総括次長 1	総 務 課 6	法制係、総務係	
			人 事 課 17	人材育成係、給与係	
			契 約 課 8	工事検査グループ、契約係	
			管 財 課 6	財産係、庁舎車両係	
		次 長 1	課 税 課 33	市民税グループ、諸税グループ	
				土地グループ、家屋グループ、償却資産グループ	
			収 税 課 18	納税管理係、収税係	
			市史編さん室 2	市史編さん係	
	福 祉 部 232	次 長 1	地 域 福 祉 課 17	地域福祉係、障がい福祉係、障がい支援係	
			生 活 福 祉 課 17	援護第一係、援護第二係、自立支援係	
			介 護 福 祉 課 19	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、 介護認定係、高齢福祉係	
			地域包括支援センター 9	相談支援係、ケアマネジメント係、介護予防係	
			国 保 課 25	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、 後期高齢者医療係	
			健 康 推 進 課 (保健センター) 26	健康政策係、医療対策係、母子保健係	
		医療対策 推進監・ 総括次長 1	こども未来課 9	こども政策係、子育て支援係	
			こども家庭センター 2	(相談支援係)	
		こども局長 1	こども保育課 23	給付係、認定係	
			保育園 81		
	市民環境部 81	総括次長 1	地域コミュニティ課 7	コミュニティ支援係、国際交流係	
		危機管理監 1	危 機 管 理 課 9	危機管理係、安全対策係	
			防災センター	(防災センター管理係)	
			(人権擁護課) (4)	人権擁護係	
		【教育委員会事務局 人権教育課 併任】	瀬戸会館	大島教育集会所	
			男 女 参 画 ・ 市 民 相 談 課 3	男女共同参画係	
			市 民 課 29	消費生活センター 2 (消費者行政係)	
				庶務係、窓口係、記録係、マイナンバーカード係、 国民年金係	
	環境エネルギー局長 1	環 境 政 策 課 8	カーボンニュートラル推進係、環境保全係、墓地管理係		
		廃棄物対策課 10	収集業務係、リサイクル推進係		
		環 境 施 設 課 3	施設整備係		
			清掃センター 5	(管理係)	
			最終処分場 1		



(2) 機構(組織)改革の変遷

過去10年間の組織機構改革の主なものは次のとおりである。

29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
学校教育課に地域学校協働係を新設。
スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。
地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
下水道管理課に総務係を新設。
農林水産課に鳥獣対策係を新設。
国土調査課に認証係を新設。
31. 4. 1 地域包括支援センターを介護福祉課から分離し、福祉部に設置。
地域コミュニティ課に国際交流係を新設。
環境部に河川水路課を新設。
環境部の公共下水道部門と水道局を再編し、上下水道局を新設。
上下水道局に、水道総務課と下水道管理課を再編し、企業総務課と企業経営課を設置するとともに、水道工務課、水源管理課、下水道建設課を設置。
2. 4. 1 企画部情報政策課をICT戦略課に名称変更し、システム開発係、システム管理係、情報化推進係を廃止しICT政策係、ICT管理係を設置。
別子銅山文化遺産課の保存活用係を保存整備係に、整備推進係を活用推進係に名称変更。
地方創生推進課のブランド戦略推進係を廃止し、総合戦略推進係、シティプロモーション係を設置。
福祉部子育て支援課(保育係、支援係、給付係)を子育て支援課(支援係、給付係)とこども保育課(給付係、認定係)に分課。
市民部と環境部を統合し、市民環境部を設置。
防災安全課を危機管理課に名称変更し、防災センターを設置。防災情報係を廃

止し、企画情報係、防災センター管理係を設置。

環境部河川水路課を建設部に移管。
教育委員会に人権教育課を設置。(人権教育係、啓発推進係)

上下水道局下水道建設課の施設管理係を廃止し、汚水施設管理係と雨水施設管理係を設置。

消防本部総務警防課を消防総務課と警防課に分課。

3. 4. 1 総務部総務課の事務管理係を総務係に名称変更。

福祉部に健康政策課を設置。(企画調整係、医療対策係)

福祉部東新学園を廃止。

市民環境部地域コミュニティ課の地域交流係をコミュニティ支援係に名称変更。

市民環境部市民課にマイナンバーカード交付係を設置。

経済部運輸観光課(運輸企画係、観光物産係、渡海船係)を観光物産課(企画係、振興係)と地域交通課(運輸企画係、渡海船係)に分課。

経済部別子山支所総務係を廃止し、経済係を産業係に名称変更。

教育委員会スポーツ振興課に高校総体推進係を設置。

4. 4. 1 消防本部消防総務課に消防団係を設置。

企画部総合政策課に政策研究班を新設。
企画部の秘書広報課と地方創生推進課を再編し、秘書課、シティプロモーション推進課を設置。

企画部別子銅山文化遺産課に教育委員会事務局から広瀬歴史記念館を移管。

企画部に文化スポーツ局を新設し教育委員会事務局から文化振興課、スポーツ振興課を移管。

総務部債権管理課を廃止し、収税課に統合。

福祉部保健センターを健康政策課に統合。

福祉部介護福祉課にねんりんピック推進係を新設。

福祉部にこども局を新設し、子育て支援課、こども保育課を設置。

子育て世代包括支援センターを保健センターから子育て支援課へ移管。

市民環境部男女共同参画課を男女参画・市民相談課に名称変更し、消費生活センターを地域コミュニティ課から男女参画・市民相談課へ移管。

市民環境部の上部支所、川東支所を市民課に統合。

市民環境部に環境エネルギー局を新設し、カーボンニュートラル推進室を設置するとともに、環境保全課とごみ減量課と環境施設課を再編し、環境衛生課、廃棄物対策課を設置。

図書館を社会教育課に統合。王子幼稚園を廃止。

上下水道局の企業総務課と企業経営課を統合し、企画経営課を設置。水道工務課を水道課に名称変更。下水道建設課と水源管理課を再編し、下水道課と施設管理課を設置。

消防総務課の消防団係を警防課へ移管。川東分署を北消防署川東分署に変更し消防課を設置。

5. 4. 1 企画部総合政策課政策研究班を廃止し、企画部に政策推進室を新設。

企画部 I C T 戦略課をデジタル戦略課に名称変更し、I C T 政策係をデジタル推進係に名称変更。

企画部総合政策課の政策推進係を S D G s 推進係に名称変更。

総務部市民税課と資産税課を統合し、課税課を新設。課税課に、市民税係(市民税グループ、諸税グループ)と固定資産税係(土地税グループ、家屋税グループ、償却資産税グループ)を新設。

福祉部健康政策課保健センターの成人・精神保健係を健康推進係に統合。

福祉部子育て支援課の支援係をこども未来推進係に名称変更し、同課子育て世代包括支援センターの子育て応援係を子ども支援係に名称変更。

市民環境部廃棄物対策課の衛生センターを廃止。

経済部産業振興課の商工係、企業立地係、労政係を経営支援係、立地支援係、人材確保係に名称変更。

経済部観光物産課にふるさと特産品係を新設。

経済部農地整備課を農林水産課に統合し、生産支援係、経営推進係、生産支援係、法定外公共物係に係を再編。

経済部別子山支所の市民係を同支所地域振興係に統合。

建設部河川水路課を廃止し、所管事務を同部都市計画課及び上下水道局へ移管。

建設部都市計画課に河川係を新設。

教育委員会事務局社会教育課図書館の管理係、司書係、相談係を管理運営係、サービス係に係を再編。

6. 4. 1 総務部収税課の債権管理係を廃止。

福祉部介護福祉課のねんりんピック推進係を廃止。

福祉部金子保育園を廃止。

福祉部子育て支援課をこども未来課に、こども未来推進係をこども政策係に、給付係を子育て支援係に名称変更。合わせて、子育て世代包括支援センターをこども家庭センターに、こども支援係を相談支援係に名称変更。

市民環境部廃棄物対策課を分課し、環境施設課を新設。合わせて施設整備係、

清掃センター(管理係)、最終処分場を環境施設課へ移管。

教育委員会事務局学校教育課を分課し、学校施設課を新設。合わせて管理系の業務を学校施設課へ移管し、施設係と学校再編係の2係を設置。

教育委員会事務局学校給食課に西部学校給食センターを設置。

7. 4. 1 企画部政策推進室を廃止。

総務部人事課の人事係、給与係、研修厚生係の3係を人材育成係、給与係の2係に再編。

市民環境部市民課の上部支所及び川東支所を廃止。同課のマイナンバーカード交付係をマイナンバーカード係に名称変更。

市民環境部環境エネルギー局カーボンニュートラル推進室と環境衛生課を統合し、環境政策課を新設し、カーボンニュートラル推進係、環境保全係、墓地管理係の3係を設置。

経済部観光物産課の観光物産係とふるさと特産品係の2係を観光物産係の1係に統合。

8. 4. 1 総務部契約課の工事検査班を工事検査グループに名称変更。課税課の係を廃止し、市民税グループ、諸税グループ、土地グループ、家屋グループ、償却資産グループに再編。

福祉部健康政策課を保健センター内に移動し、健康推進課(保健センター)とし、健康政策係、医療対策係、母子保健係に再編。

市民環境部危機管理課内の事務を統合し、企画情報係を廃止。

経済部農林水産課の施設整備、法定外関係事務等に移管し、農政係、林政係、漁政係、鳥獣対策係に再編。

建設部都市計画課の河川係の事務を移管し係を廃止、用地課の係を再編し、第一係、第二係、立会係に再編、新たに流域整備課を新設し、農水整備係、河川水路係、農水管理係を設置、建築指導課の空き家対策班を空き家対策グループに名称変更。

教育委員会事務局学校給食課を学校施設課へ統合し、学校施設課に給食係、学校給食センター、西部学校給食センターを移管、学校再編係を学校再編グループに変更。

上下水道局企画経営課に企画計画グループを設置、水道課と下水道課を統合し工務課を新設し、新たに給排水係、設計建設グループ、維持補修グループを設置、施設管理課の施設整備係を施設整備グループに名称変更。

8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名		27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	月 額	955,000	956,000	956,000
副 市 長 (統 括)	〃	779,000	780,000	780,000
副 市 長 (特 命)	〃	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	〃	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	〃	—	—	—
教 育 長	〃	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	〃	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	日 額	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	〃	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	〃	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	月 額	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 (議 会 選 任)	〃	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日 額	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	〃	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	〃	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	月 額	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	〃	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	〃	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	〃	49,100	49,100	—
選 挙 長	日 額	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	〃	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	〃	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	〃	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	〃	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(R8.4.1 現在)

区 分 補 職	人 員 人	給 料 円	勤 続 年 数		年 齢		最 高				最 低					
							給 料 円	勤 続 年 数		年 齢		給 料 円	勤 続 年 数		年 齢	
			年	月	歳	月		年	月	歳	月		年	月	歳	月
部 長 相 当 職	10	479,160	34	11	58	5	482,100	37	1	59	11	477,200	36	1	58	3
次 長 相 当 職	29	444,176	33	3	56	11	451,100	33	1	56	11	442,400	36	1	59	10
課 長 相 当 職	52	421,142	32	0	54	8	424,300	36	1	55	9	417,400	14	1	52	11
主・技幹相当職	39	419,123	32	5	54	3	423,300	36	1	54	5	417,400	39	1	59	3
副 課 長 相 当 職	120	403,243	29	0	51	8	409,000	37	1	59	9	391,900	22	1	44	5
係 長 相 当 職	135	371,023	24	6	48	0	396,500	36	1	58	5	350,100	13	1	38	8
主 査 相 当 職	71	374,449	23	10	47	10	396,500	36	1	59	11	337,300	15	1	37	2
主 任 相 当 職	165	311,036	12	0	37	10	364,200	32	1	55	8	292,000	9	1	31	1
主 事 相 当 職	268	253,043	4	3	28	11	316,800	32	1	52	0	200,300	0	1	18	1
技 能 労 務 職	6	335,950	36	5	58	10	396,500	33	1	57	2	393,200	34	1	52	9
教 育 職	7	437,970	25	3	50	6	456,100	34	1	56	0	420,692	22	1	47	9
計	902	338,358	18	0	42	1										

イ 初任給

初級(高校卒) 行政職 200,300円

中級(短大卒) " 216,500円

上級(大学卒) " 232,000円

ウ ラスパイレス指数

年	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
指数	100.0	99.6	99.7	99.2	99.5	99.7	99.1	98.9	99.0	98.9

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(3) 旅 費

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
市長等	(1) 運賃(最上級を上限) (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	(1) 運賃(最上級を上限) (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用	(1) 運賃(最下級) (2) 座席指定料金 (3) 前各号に掲げる費用に付随する費用	鉄道、船舶及び航空機以外の交通に係る実費	都道府県ごとに定める宿泊費基準額以内の実費	2,400円
市長等以外の職員	(1) 運賃(最下級) (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	(1) 運賃(最下級) (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用				

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（令和7年度）

(1) 基本研修

研修名	対 象 者	研 修 内 容	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
第1部	令和7年4月1日付 新規採用職員 令和7年10月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	28人	計 13日	前期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 白石 香里 庁内講師 3市合同研修 西条市中央公民館 愛媛大学 仲道 雅輝 中期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 白石 香里 庁内講師 後期 消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道 雅輝 庁内講師 10月採用 34会議室 庁内講師 産業遺産研修 旧別子銅山登山 庁内講師 AED講習 合同庁舎5階災害対策室 庁内講師
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。 また、市職員として職務を遂行する上で必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。	33	計 2日	産業遺産研修 広瀬歴史記念館他 庁内講師 集合研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸 智寿子 新居浜市社会福祉協議会 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。	28	1日	消防コミュニティ防災センター 株式会社タイワ 近藤 智佳 庁内講師
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	23	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸 智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	14	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸 智寿子 株式会社タイワ 近藤 智佳 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。	12	1日	消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 小笠原 豊道

第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。 また、人事評価の意義と目的を学ぶとともに評価者演習を実施することで、評価者に求められる評価能力の向上と均質化を図る。	25	1	人事評価研修 消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 日本経営協会 酒井 眞
第8部	課長、主幹、技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。 また、部下の能力開発の促進・人材育成を目的として実施する人事評価において、評価者としての面談の重要性を理解するとともに面談の進め方を学び、部下の成長につながる面談を実践できるようにする。	18	計3	ラインケア研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 人事評価研修 消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 日本経営協会 酒井 眞

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
情報セキュリティ等に関する職場研修	全職員	全職員	1日	各職場
新居浜市防災センター体験研修	消防職員を除く全職員	全職員	—	新居浜市防災センター
〇A研修 情報セキュリティコース、個人情報保護コースデジタルリテラシー習得	全職員（4年間に分けて実施）4年目	361	—	庁内LAN接続パソコン
会計年度任用職員研修	会計年度任用職員	21	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
文書担当・庶務担当者説明会	課所室長、及び文書担当職員又は庶務担当職員	125	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
副課長昇任候補者研修	副課長昇任者及び係長在職7年以上の希望職員	24	1	消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道 雅輝
やさしい日本語講座 （基礎編／実践編）	窓口対応及び市民対応の多い職員	32	2	消防コミュニティ防災センター 新居浜市国際交流協会 土井 美智子
資産形成セミナー	希望職員	13	1	消防コミュニティ防災センター 新居浜市指定金融機関 伊予銀行
四市合同技術職員研修	土木技術職員希望者	29	計4	合同庁舎5階災害対策室他 特定非営利活動法人 愛媛県建設技術支援センター
課長級昇任候補者研修	副課長級在職5年の職員及び課長、主・技幹級職員	27	1	消防コミュニティ防災センター 岡山理科大学 秦 敬治
熱中症サポーター養成講座	市長・部局長	17	1	消防合同庁舎5階災害対策室 大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部 松山出張所 山田 悠理
不当要求防止責任者講座	各課所長	66	1	愛媛県警察本部組織犯罪対策課 担当官 （公財）愛媛県暴力追放推進センター 講習指導員
あいサポーター研修	希望職員	23	—	オンライン
地震・津波気象研修	希望職員及び各対策班から2～3名	24	—	合同庁舎5階災害対策室 松山地方气象台 南海トラフ地震防災官 沼野あかね 地域防災官 片岡 幹男

えせ同和研修	全職員	全職員	—	各職場
働き方改革研修	主事・主任級の希望女性職員	5	計 3	あかがねミュージアム 1 階 創作スペース
カスタマーハラスメント研修	全職員	全職員	—	各職場

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
校区別人権教育市民講座		284 ^人	7 ^日 月～ 11月	18地区17会場
人権・同和教育主担者研修	人権・同和教育主担者	33	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権クロスミーティング(指導者編)	主査、副課長昇任職員	29	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権クロスミーティング(基礎編)	2 年目・3 年目年職員	60	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権・同和教育指導者養成研修	各課所室管理職 1 名以上 人権・同和教育主担者	86	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報の効果的実践	庁内人選	1 ^人	9 ^日	千葉市
住民協働による地域づくり	庁内人選	1	5	千葉市
住民行政事務能力の向上	庁内人選	1	5	千葉市
管理職の必須知識講座	庁内人選	1	3	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	9	千葉市
地方公会計制度	庁内人選	1	5	千葉市
職員研修の企画と実践	庁内人選	1	9	千葉市
法令実務A(基礎)	庁内人選	1	5	千葉市
空き家対策の推進	庁内人選	1	5	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	2	11	千葉市
議会事務	庁内人選	1	5	千葉市
災害に強い地域づくりと危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
固定資産税課税事務(家屋)	庁内人選	1	11	千葉市
契約事務	庁内人選	1	5	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体外国人施策の実務	庁内人選	1 人	3 日	大津市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	大津市
地域住民の防災力向上	庁内人選	1	3	大津市
資金調達運用・財政分析の集中講座	庁内人選	1	3	大津市
自治体職員のための行動経済学	庁内人選	2	3	大津市
自治体財政運営の理論と実際	庁内人選	1	3	大津市
法令実務A（基礎）	庁内人選	1	5	大津市
自治体におけるSNSの活用	庁内人選	1	3	大津市
公営住宅実務	庁内人選	1	3	大津市
相談業務担当職員のためのコミュニケーション技法	庁内人選	2	3	大津市
管理職のためのクライシスコミュニケーション	庁内人選	1	3	大津市
組織力向上のための人事戦略	庁内人選	1	3	大津市
デザイン思考を活用した新たな行政課題の解決方法	庁内人選	1	3	大津市
児童虐待への対応	庁内人選	1	5	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体法務検定	庁内人選	1 人	1 日	松山市
レジリエンス向上講座	庁内人選	3	2	松山市
法制執務講座	庁内人選	2	2	オンライン
クレーム対応講座	庁内人選	17	1	合同庁舎5階災害対策室
地方自治法講座	庁内人選	1	2	松山市
行政法講座	庁内人選	2	2	松山市
民法講座	庁内人選	5	2	オンライン
ファシリテーション講座	庁内人選	1	2	松山市
問題解決・政策形成・発想力PU講座	庁内人選	1	2	松山市
県・市町中堅職員研修	庁内人選	1	4	松山市
部長級・次長級セミナー	庁内人選	3	1	松山市
危機管理（住家被害認定調査）講座	庁内人選	2	2	松山市

(7) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
橋梁設計	担当者	1 人	5 日	小平市
市町村道	担当者	1	3	小平市

(8) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新任担当者のための秘書実務	庁内人選	1 人	2 日	大阪市

(9) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	4 人	365 日	
その他	庁内人選	3	365	後期高齢者医療連合・滞納整理機構

(10) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市民福祉委員会所管事務調査同行	担当者	1 人	4 日	帯広市他
企画教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	北見市他
経済建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	仙台市他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	飯能市他
人口減少対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	青森市他
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	静岡市他
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	那覇市他

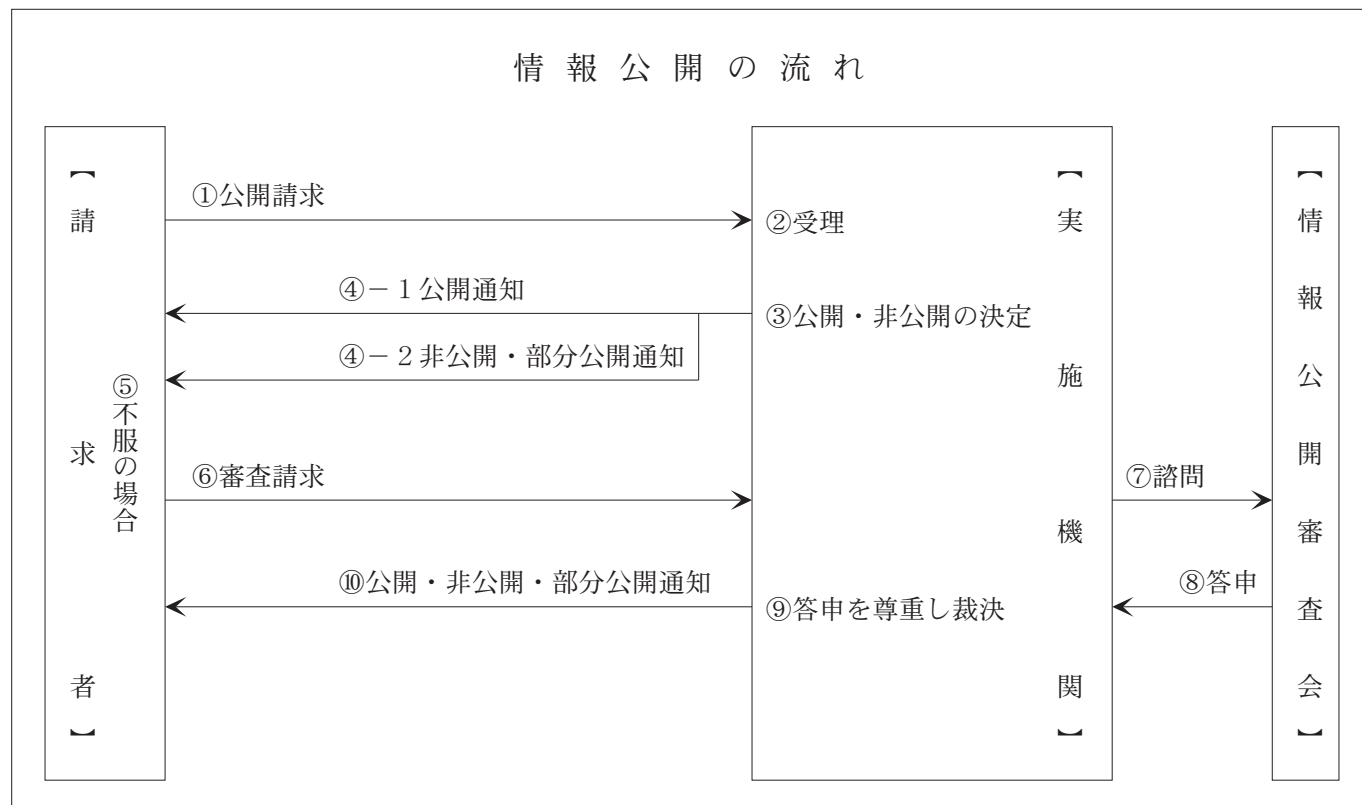
(11) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
災害対策専門研修「マネジメントコース」	庁内人選	1 人	3 日	兵庫県

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するために、市が保有している行政情報（公文書）を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する新居浜市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和6		7	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	41	15	58	8
部分公開	31	3	40	3
非公開	2	0	1	0
不存在	6	0	3	0
合計	80	18	102	11

注：実施機関とは、市長（上下水道局を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、行政機関の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市における個人情報の取得、利用、管理等について適正な取扱いを行い、個人の権利利益を保護するとともに、自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利を保障するもので、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律に基づく全国的な統一ルールのもと運用している。

(1) 個人情報の定義

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 個人情報の保有

法令の定める所掌事務又は事業を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定したうえで、保有する。

(3) 個人情報の利用及び提供

利用目的以外の利用及び提供は、法令に基づく場合を除き行うことができない。

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

市が保有している自己を本人とする個人情報について、本人又は代理人からの請求により、開示、訂正及び利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。この場合、市長等は、公正な判断を行うため、学識経験者で組織する新居浜市行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

令和5年度からは、本人の数が1,000人以上で1年を超えて保有する個人情報について、個人情報ファイル簿を作成し公表している。

(7) 個人情報保護制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

自己に係る個人情報開示請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和6		7	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	1	0	2	1
部分開示	0	3	2	0
不開示	0	0	0	0
不存在	1	0	0	0
合計	2	3	4	1

注：実施機関とは、市長（上下水道局を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会のことをいう。

12 市史編さん

市史編さんは、後世に新居浜市の歴史を継承するとともに、市民に郷土への関心を深めてもらうための取組とする。

市史刊行計画及び市史編さん基本方針に基づき、市史刊行に向けて資料の収集及び調査を進める。

令和8年度は、『史料編 古代・中世』及び『部門編 新居浜太鼓台』刊行の取り組みを進めるとともに、市民が歴史に対する理解を深めることができるよう、歴史講演会等を開催する。